る限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ 細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨から、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施並びに児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めており、子ども・子育て応援プランにおいては、平成21年度までにあわせて845か所を計画的に整備していくこととされている。(関連資料6(210頁))

平成20年7月からは小規模グループケアの複数設置(1施設あたり2か所まで)を認め、地域小規模児童養護施設についても2か所目以降の設置要件を緩和(本体施設の入所率:95%以上 \rightarrow 90%以上)するなど、ケア形態の小規模化の一層の推進を図ることとしたところである。

平成21年度予算案においては、このプランの最終年に当たることから、引き続き計画に基づいた対象か所数の増を図ることとしており、これを活用してケア形態の小規模化の推進に努めていただきたい。

② 幼稚園費の創設

平成18年10月現在、児童養護施設に入所している3~5歳児は 約4,500人となっている。

児童養護施設、里親等に措置されている児童についても幼児期から 適切な教育を行うとともに、学校教育に円滑につなげる必要があるこ とから、平成21年度予算案においては、幼稚園の就園に要する経費 (就園奨励費を控除した額)を支弁し、未就学児童の支援を図ること としたので積極的に活用されたい。

③ 教育費の拡充

近年の社会経済情勢の変化に伴い、児童養護施設等に入所している 児童も進学への意欲が高まってきており、平成21年度予算案におい ては、児童養護施設等に措置されている中学生の学習塾に係る経費を 支弁対象とすることとしたところである。

また、学校における放課後の部活動は、入所児童が社会性を身に付ける上でも重要なものであることから、児童養護施設等に措置されている中学生の部活動に係る経費についても併せて支弁対象とすることとしたところであるので積極的に活用されたい。

④ 基幹的職員の配置

社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要があり、具体的には、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)の配置を義務付ける必要がある

ことが指摘されている。

平成21年度予算案においては、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設することとしたところである。研修事業の詳細については、別冊(交付要綱、実施要綱等)資料14「基幹的職員研修事業実施要綱(案)」のとおりであるが、さらに具体的なカリキュラム例について今年度中にお示しする予定である。

基幹的職員の人件費の改善に要する費用については、都道府県が実施する研修を受講しなければ対象とならないため、各自治体においてはできるだけ早期に当該研修の実施をお願いする。

なお、この研修の研修講師等を務める指導者養成研修を、平成21年度より国立武蔵野学院において実施することとしており(関連資料7(211頁))、各都道府県の専門家や施設関係者等の参加にご配慮いただき、都道府県の基幹的職員研修の内容の確保・向上に努めていただくようお願いする。

⑤ 児童家庭支援センターの拡充

児童家庭支援センターについては、改正児童福祉法により、本年4月から、施設附置の要件を廃止し、施設に附置されていなくとも児童家庭支援センターとなることを可能としたところである。

また、平成21年度予算案においては心理療法担当職員について、常勤化(一部)したところである。

法改正後の要件については、

都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託 先として適切な水準の専門性を有する機関であると認めたものであ り、

- ア 相談・支援を担当する職員及び心理療法等を担当する職員を配置 すること
- イ 夜間や緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならないこと
- ウ 児童相談所など一時保護、ショートステイ等を実施できる機関と 連携体制が取れていること

とする予定であり、詳細は別冊(交付要綱、実施要綱等)資料15「児童家庭支援センターの設置運営について(一部改正案新旧表)」のとおりである。

運営機関としては、例えば児童虐待関係で相談実績を有する団体、 妊産婦に対する相談支援を行っている医療機関などを想定している。